

ALC ツーリングラリー 一般規則

1. 車両検査
 - (1)本イベントに参加する車両について、技術委員長は車両の検査を行う事ができる。
 - (2)検査の結果が不相当と判定された箇所については修正を命ずることができる。
 - (3)(2)による再検査の結果が不相当と判定された車両はイベントを行う事ができない。
2. 参加確認ステッカー
 - (1)参加車両は主催者が指定した参加確認ステッカー等を定められた位置につけなければならない。
 - (2)参加確認ステッカー等はラリー当日、手交する。
3. スタート
 - (1)スタート時刻は、採点カードのスタート時刻欄に記入して示す。
 - (2)スタートはフリースタートする。よって上記(1)の時刻にスタートしたものとして扱うが、必ずしもその時刻にスタートする必要はなく、多少早めにスタートしても良い。
4. コース
 - (1)コース及び距離はコース委員が数回の試走をし、イベント開催至近日の試走で定め、コースはコース図によって指示し、距離はその基準相当についてコース図を含む指示事項に併記して示す。
 - (2)コース委員は、天候、道路状況の変化、その他の事情により予告なくコースの変更をすることができる。
 - (3)コースの変更は、文字もしくは方向を示す矢印を記して確認しやすい位置に掲出、またはコース委員の合図、指示またはこれに代わるべき表示をもってする。
5. 指示事項
指示速度及びその変更、コース等イベント上の重要事項の指示は、各チェックカードに記す他は、スタート時に手交するコース図を含む印刷物による。
6. チェックカード
 - (1)チェックカードはチェックポイント、フィニッシュのチェックをした地点で計時委員が手交する。
 - (2)チェックカードに関する一切の申し入れは、チェックを受けた時から1分以内にならなければ無効とする。
7. 採点カード
 - (1)採点カードは、指示書と共に手交するので、必要事項を記入し、チェックカードを順次貼付する。(貼付のための糊は各チームで用意すること。)
 - (2)採点カードにおける成績の計算は、フィニッシュ地において印刷物で手交するか掲出して示す採点基準所要時間により各自が行うものとする。
 - (3)採点カードはフィニッシュ到着後 30 分以内に受付所へ提出しなければ棄権として扱う。
8. チェックポイント
 - (1)チェックポイントは、コース上に設置し、その路面全幅に及ぶものとする。
 - (2)チェックポイントの表示、計時員の配置は進行方向の左側とする。
 - (3)チェックポイントの表示は車両その他に「ALC RALLY」の文字と番号を掲出する。
9. チェックポイント、フィニッシュの通過方法
 - (1)チェックポイントへは、早めに到着してタイム調整のため待つことが出来るが、その場合チェックポイントラインの手前での停車は、他の参加者及び一般車の通行に支障が無いように十分に留意すること。
 - (2)チェックポイントへの進入時は左ウィンカーを、出発時は右ウィンカーを点滅する。
 - (3)チェックポイントまたはフィニッシュ通過後、後続車及び一般車の障害とならないよう、直ちに前方へ移動しチーム員がチェックカードを受取りに下車する。
 - (4)計時記録は計時委員により、前車輪がチェックポイント及びフィニッシュラインを通過した時に行う。
 - (5)チェックカードを受取ったら記入時刻に誤りがないかどうかを確認、直ちにその付近から離れる。
10. チェックポイント、フィニッシュの開設及び閉鎖
チェックポイント及びフィニッシュは先頭スタート車の基準通過時刻の 15 分前に開設し、最終スタート車の基準通過時刻に 15 分を加えた時刻で閉鎖する。ただし参加全チームの通過が確認された場合にあっては、規定時刻にならなくても閉鎖する。また状況に応じ、チェックポイント長の判断により、閉鎖時刻を延長することがある。
11. 所要時間計算と計時記録表示
 - (1)速度変更地点を起点または終点とする区間の所要時間計算は、全て秒単位とし、秒単位未満は切り捨てる
 - (2)スタート、チェックポイント及びフィニッシュ相互間における所要時間及び計時記録の表示は、全て分単位とし、00 秒であるとして扱うものとする。
 - (3)指示書(スタート時手交する指示事項記入の印刷物)において指示した秒計時チェックポイントにおいては秒単位まで計時記録表示する(秒単位未満は切り捨て)。そのチェックポイントのスタート時刻は秒を切り捨てた単位とし、00 秒であるとして扱うものとする。
12. 所要時間による減点
スタート、チェックポイント、フィニッシュによって分割された区間において 11.(1)、(2)、(3)の計算方法による実走行所要時間と基準所要時間との差、遅早 1 分につき 1 点、秒計時に関しては 1/60 点とし、算出された各区間の減点を加算する。
13. クイズによる得点
クイズ出題のときは、1 問につき 0. 2 点の得点としてこれを加算する。
14. 所要時間以外の減点
 - (1)スタート時刻に遅れた時は 1 分につき 1 点。
 - (3)主催者が交通違反と認めたときは 1 件につき 100 点を超えない範囲。
 - (4)参加チームが他の参加チームに著しく迷惑となる行為をした時は相手方の申告に基き 1 件につき 100 点。
 - (5)9. に背いたと運営委員長に判定された時 1 件 50 点。
 - (6)人身事故物件事故を問わず、その過失度合が均分である時、各チーム 100 点。
 - (7)(6)の事故態様について当事者の過失度合に軽重がある時は 200 点にその割合を乗じたものとする。
15. 成績
成績は、12. と 14. の減点を合計し、これに 13. の得点を加え、総合点により決定する。

16. 成績による順位
 - (1)同順位が2チームの場合は次の順位を欠番とする。
 - (2)同順位チームが3チームまたはそれ以上の場合も、そのチーム数に応じ(1)に準じた欠番とする。
 - (3)成績発表後、規則違反が判明し失格等のチームが出た場合は、その順位を失格その他による欠番とするだけで他のチームと順位には影響を及ぼさないものとする。
17. イベントの中断または打ち切り
 - (1)イベントの一時または特定区間の中断または打ち切りは、イベントの進行がすべての参加車両に不可能または著しい障害となった時、及び交通法規違反や事故の発生、その他第三者に対する影響等で、イベントを続行することが各面において支障となると判断する場合、及び関連した理由により関係警察からの勧告を受けた時等に運営委員長の認定により行う。
 - (2)(1)については、確認しやすい場所に掲出して、その旨及び対策を指示する。
18. イベント打ち切りの場合の成績
イベントが打ち切りとなった場合の成績は、イベント打ち切り地点までにおけるものとする。
19. 失格
以下の行為を運営委員長が認めた時は失格とする。
 - (1)各チェックポイント及びフィニッシュ発見後、時間調整と目される停止をした時。
 - (2)9.に背き、よって交通事故が発生した時。
 - (3)チェックポイントへ逆入の時。
 - (4)交通法規違反、並びに主として参加チームの過失による事故が、警察官、または交通指導並びに違反や事故相当のイベント役員に摘発され、記録による扱いをされた時。
 - (5)交通法規に違反し、危険な運転をした時。
 - (6)他車による牽引またはこれに準ずる方法で走行した時。
 - (7)スタート後に参加車両を交換した時。
 - (8)チェックカードの計時記録の表示を改ざんした時。
 - (9)イベント中に運転有資格者が欠けた時。
 - (10)その他の運営委員長の重要な指示に従わなかった時。
20. 減点、失格の例外
 - (1)自チーム以外の死傷者の緊急を要する救助のため減点または失格の対象となった時は、当該事情を考慮しこれを軽減または免除する。ただし、運営委員長に申告し、運営委員長が事実を認め、必要と判断した時に限る。
 - (2)死傷者の救助事実の申告は、採点カードの提出と共にしなければ無効とする。
21. 棄権
イベントを棄権する参加チームは運営委員長にその旨を告げなければならない。
22. 参加チームの遵守事項及び注意事項
 - (1)参加チームは交通道徳を重んじ、他の交通に迷惑を及ぼしてはならない。
 - (2)参加チームはラリー運営上あらゆる規定や、運営委員長の指示に従い、社会人及びスポーツマンとして品位をもって、公正な行動をとらなければならない。
23. 損害の補償
 - (1)参加チームが交通事故を起こした時は、自己の責任において一切を解決するものとする。
24. 抗議
 - (1)イベントに関する抗議は採点カードの受付時間内に行わなければ無効とする。
 - (2)イベント成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に行わなければ無効とする。
 - (3)抗議に対する裁定は運営委員長が行う。
25. 集計ミスに対する申し立て
イベント成績に関する集計ミスの修正申し立ては暫定結果発表後30分以内に行わなければ無効とする。
26. 棄権勧告または参加取り消し
 - (1)イベント中の各種の事故による死傷者の発生または車両の損傷等、参加資格において欠陥が生じた時はもちろんの事、イベント続行上において、著しい欠陥または危険が認められた場合、運営委員長は棄権を勧告または参加を取消す。
 - (2)故意にイベント障害を生じさせ、または規則に反してみだりに雰囲気を乱し、その他イベント参加チーム員として常軌を脱する状態が認められた場合、運営委員長は棄権を勧告または参加を取消す。
27. 本「ALC・ツーリングラリー一般規則」の遵守徹底方にあつては、運営各委員は、運営委員長の責務と権限の相当部分を委譲されるものとする。
以上。
2020年6月1日発行